

【新旧対照表】 令和6年度 特定子ども・子育て支援施設等基準の主な改正内容

1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
1 保育に従事する者の数および資格	<p>【調査事項】</p> <p>(3) 国家戦略特別区域法<u>第2条第1項に規定する</u>国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例</p>	<p>【調査事項】</p> <p>(3) 国家戦略特別区域法<u>第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた</u>国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例</p>	指導監督基準改正のため
6 給食	<p>【評価事項】</p> <p>(1)衛生管理の状況</p> <p>a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p>【調査内容】</p> <p>(a) 食器や<u>ふきん</u>、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳<u>ビン</u>は使用するごとによく洗い、滅菌しているか。</p>	<p>【評価事項】</p> <p>(1)衛生管理の状況</p> <p>a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p><u>※常時5人以下施設においては、調理室に代えて調理設備を整えること。</u></p> <p>【調査内容】</p> <p>(a) 食器や<u>哺乳ビン</u>、<u>ふきん</u>、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳<u>瓶</u>は使用するごとによく洗い、滅菌しているか。</p>	削除及び訂正
7 健康管理・安全確保 (3) 乳幼児の健康診断	<p>【根拠法令】</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>【根拠法令】</p> <p>・支援法施行規則第1条第1項第1号へ (18)</p>	検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
7 健康管理・安全確保 (4) 職員の健康診断	<p>【調査内容】</p> <p>a 職員の健康診断を<u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p>	指導監督基準改正のため
7 健康管理・安全確保 (5) 医薬品等の整備	<p>【調査内容】</p> <p>a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等</p>	<p>【調査内容】</p> <p>a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類</p>	指導監督基準改正のため
7 健康管理・安全確保 (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	<p>【調査内容】</p> <p>b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p>	<p>【調査内容】</p> <p>b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p>	指導監督基準改正のため
7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保	<p>【調査内容】</p> <p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p>	<p>【調査内容】</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p>	指導監督基準改正のため 検査基準見直しのため

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>f</u> 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</p> <p><u>g</u> 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていなかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。</p> <p><u>h</u> 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p><u>i</u> 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか</p> <p><u>j</u> <u>児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行すると</u></p>	<p><u>f</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p><u>g</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p><u>h</u> 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p><u>i</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に実施すること。（訂正）</p> <p><u>j</u> <u>(追加)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>きは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</u></p> <p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に実施しているか。</p> <p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p>m 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。 ※死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。</p> <p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p></p>	<p>k 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</p> <p>l 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていなかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。</p> <p>m 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。 ※死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。（訂正）</p> <p>n 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>○ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p>p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上の職員が同乗することが望ましい。</p> <p>【評価事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。【C】</u> ・ <u>児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。【C】</u> <p>【根拠法令】</p> <p>b · <u>支援法施行規則第1条第1項第1号～(12)</u> <u>c · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(13)</u> <u>i · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(16)</u> <u>j · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(16)</u> <u>j · 指導監督基準7 (8)</u> <u>k · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(18)</u> <u>l · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(19)</u> <u>m · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(20)</u> <u>n · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(21)</u> <u>o · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(22)</u></p>	<p>○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>【評価事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (追加) ・ (追加) <p>【根拠法令】</p> <p><u>b · (追加)</u> <u>c · (追加)</u> <u>i · (追加)</u> <u>j · (追加)</u> <u>j · (追加)</u> <u>k · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(17)</u> <u>l · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(18)</u> <u>m · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(19)</u> <u>n · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(20)</u> <u>o · 支援法施行規則第1条第1項第1号～(21)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
8 利用者への情報提供 (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>【調査内容】 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示<u>するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>【評価事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全く掲示されていない。 【C】 ・ 左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 【B】 ・ 「<u>ここ de サーチ</u>」に情報が全く掲載されていない。 【C】 ・ 「<u>ここ de サーチ</u>」に左記 a～o の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分 【B】 	<p>【調査内容】 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示<u>されているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全く掲示されていない。 【C】 ・ 左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 【B】 ・ (追加) ・ (追加) 	指導監督の指針、指導監督基準改正のため
(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>【調査内容】 d 施設の管理者の<u>氏名</u></p>	<p>【調査内容】 d 施設の管理者の<u>氏名及び住所</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
9 備える帳簿 (1)職員に関する書類等の整理	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の帳簿が全くない。【C】 ・左記の帳簿が一部の職員について整備されていない。【B】 <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(26) 	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の帳簿の整備状況が不十分【C】 <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(25) 	検査基準の見直し
10 設置者の経営姿勢	<p>【調査内容】</p> <p>(1)保育に対する姿勢</p> <p><u>保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先していないか。</u></p>	<p>【調査内容】</p> <p>(1)保育に対する姿勢</p> <p><u>(追加)</u></p>	検査基準の見直し